奥田　正男　兼板　幸生
近岡　弘　中田　泰平
盛興　和幸

正七位に叙する（各通）
岡田　檢次　上運天賢昭

従七位に叙する（各通）（以上五月二十五日）
（北海道大学名誉教授）
朝比奈英三
（国立大学法人職員）
村山　研一

正四位に叙する（各通）
田中　一馬　平井　清士

正五位に叙する（各通）
林　文雄　森田　勇　吉村　正義

従五位に叙する（各通）
大町　晨策　杉浦　良平　高木　秀夫
塚崎　鴻　松浦　錠二　松尾　太
村上　文男　安田　七郎

正六位に叙する（各通）
稲増　義郎　長船　清　宍戸　信吉
鈴木　紘二　西垣五三郎　森下　深
山本　耕一

従六位に叙する（各通）
大野　幹二　川瀬十三男
木村　徹男　平川　信平

正七位に叙する（各通）（以上五月二十六日）
富田　守圀

正六位に叙する（五月二十七日）
西村　俊之

従四位に叙する
中村　哲二

従五位に叙する
藤　民司

正六位に叙する
青木　久

従六位に叙する（以上五月二十八日）
正七位
和田　恭三

正六位に叙する
相馬貞三郎

正七位に叙する
井出　邦良　高橋　尚

従七位に叙する（各通）（以上五月二十九日）
二部　濱男　和田　壽作

従六位に叙する（各通）（五月三十日）
佐藤　正幸
飯塚　昭市　井上　裕之　岩崎　博昭
小田嶋昭雄　神山　寛七　栗原　克己
小橋　三郎　後藤　紘志　鈴木　幸夫
滝口　秀夫　近岡　弘　中田　泰平
福井　直良　松倉　清二　三橋　和夫
宮下　忠憲　盛興　和幸

瑞宝双光章を授ける（各通）
兼板　幸生

瑞宝単光章を授ける（以上五月二十五日）
（国立大学法人職員）
村山　研一

瑞宝中綬章を授ける
森田　勇

瑞宝小綬章を授ける
大野　幹二　長船　清　木村　徹男
杉浦　良平　鈴木　紘二　高木　秀夫
林　文雄　松浦　錠二　村上　文男
安田　七郎　山本　耕一

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩澤　忠誠

瑞宝単光章を授ける（以上五月二十六日）
青木　久　藤　民司　中村　哲二

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十八日）
井出　邦良

瑞宝単光章を授ける（五月二十九日）
二部　濱男　和田　壽作

瑞宝双光章を授ける（六月一日）
佐藤　正幸

従六位に叙する
竹内　東悟

従七位に叙する（以上六月一日）
廣田　幸一

正五位に叙する（六月四日）

○叙勲

高月　昇

旭日双光章を授ける
佐藤　勘重　篠原　快定
吉村　信男

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
滝　正昭

旭日双光章を授ける
森田　克義

旭日単光章を授ける（以上五月二十四日）
三木　宏

旭日双光章を授ける
田中　實　松倉　正美
（名寄市議会議員）
宗片　浩子

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十五日）
木内　忠一　師橋　昭五

旭日単光章を授ける（各通）（五月二十六日）
勝木　善郎

瑞宝小綬章を授ける
及川　昭治　大泉　富夫
草田　和輝　後藤　高繁
田中　郁夫　戸枝　光雄
伴野　史朗　堀井　磐

瑞宝双光章を授ける（各通）
森　初男

瑞宝双光章を授ける（各通）
糸井　寛　江面　秋雄　小林　昭男
末時　辰夫　花渕　芳昌

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
池田　仁三　岩田　篤　亀山　公賢
芝崎　泰治　島川　一　清水　二
是木　力男　冨安　正　宮田順一郎
山口　光壽

瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　栄　清孝　植木　高
及川　榮　栗田　孝二　松井久三郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）
友繁　敏

瑞宝小綬章を授ける

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国金属機械労働組合港合同南労会支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成25年６月30日以降、同組合の組合員が従事する医療法人南労会松浦診療所、医療法人南労会紀和クリニック及び医療法人南労会紀和病院の全職場（大阪府及び和歌山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年６月28日

厚生労働大臣　田村　憲久

国家試験

平成25年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成25年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月28日

工業所有権審議会会長　野間口　有

１　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験期日等　平成25年10月27日（日）
時間割等については、受験者に対して別途通知する。

４　受験地
東京　國學院大學　渋谷キャンパス［東京都渋谷区東４－10－28］
大阪　大阪経済大学［大阪府大阪市東淀川区大隅２－２－８］

５　受験手続　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
一　受験願書
二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）
三　出願前３ヶ月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5cm×横3.5cmの大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）
四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

６　受験願書の交付
一　平成25年度研修修了者　日本弁理士会を通じて交付する。
二　既に研修を修了している者
・直接受験願書の交付を受ける場合
日本弁理士会を通じて平成25年９月２日（月）から平成25年９月27日（金）までの期間交付する。（ただし、休日・祝日は除く。）